

平成 24 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 25 |

平成 24 年 12 月 13 日（木曜日）

総務委員会会議録

平成24年12月13日 木曜日

午前10時02分開議

午後 0時33分開議（実時間133分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第115号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第120号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第121号・財産の無償譲渡について
1. 議案第122号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
1. 議案第126号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第128号・八代市暴力団排除条例の一部改正について
1. 請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について
1. 陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成24年度事務事業評価（最終評価）報告書について）（八代市日奈久埋地メガソーラー事業者公募の結果について）
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 亀田 英雄 君
副委員長 成 松 由紀夫 君
委員 太江田 茂 君
委員 小 菌 純 一 君

委員 笹 本 サエ子 君
委員 鈴木田 幸 一 君
委員 友 枝 和 明 君
委員 野 崎 伸 也 君
委員 藤 井 次 男 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 木 本 博 明 君
総務部次長 山 田 忍 君
人財育成課長 中 勇 二 君
財政課長 岩 本 博 文 君
市民課長 山 中 美紀代 君
市民課市民係長 早 川 孝 幸 君
資産税課長 畑 中 房 一 君
農林水産部
農業政策課長兼
農業委員会事務局長 黒 木 信 夫 君
商工観光部
商工観光部次長 宮 村 明 彦 君
八代ブランド営業総室長 久木田 昌 一 君
市民協働部
防災安全課長 東 坂 宰 君
企画戦略部長 永 原 辰 秋 君
行政改革課長 豊 本 昌 二 君
企画政策課長 丸 山 智 子 君

○記録担当書記 竹 岡 雅 治 君

（午前10時02分 開会）

○委員長（亀田英雄君） それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。

◎議案第 1 1 5 号・平成 2 4 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第 1 1 5 号・平成 2 4 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入等及び歳出の第 1 款・議会費、第 2 款・総務費、第 9 款・教育費について、一括して説明願います。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、木本総務部部長。

○総務部長（木本博明君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、総務委員会に付託されました議案第 1 1 5 号の平成 2 4 年度一般会計補正予算・第 8 号の歳入及び歳出のうちの議会費、総務費、教育費のうちの市民協働部関係分につきましては、それから、議案第 1 2 0 号の専決処分報告及びその承認について、これは平成 2 4 年度一般会計補正予算の第 7 号でございますが、これらにつきましては、総務部の山田次長が説明いたしまして、その後、議案の第 1 2 1、1 2 2 号、1 2 6 号、1 2 8 号につきましては、関係課長が説明しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） ということで御了解願います。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の山田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座っていただき説明をいたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、別冊となっております議案第 1 1 5 号です。（「1 1 5 号」と呼ぶ者あり）1 1 5 号ですね。

平成 2 4 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号をお願いします。当総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、第 1 ページをお願いします。

まず、第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 3 億 8 3 5 1 万 2 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 5 3 6 億 8 2 1 0 万円といたしております。

次に、第 2 条で債務負担行為の補正を、第 3 条で地方債の補正をお願いいたしておりますが、内容につきましては 4 ページの表で説明いたします。

それでは、4 ページをお願いします。

第 2 表・債務負担行為補正で、今回、4 つの事業で債務負担行為の追加設定を行っております。

まず、平成 2 4 年度大水害対策資金に関する利子補給でございますが、これは本年 7 月の熊本広域大水害により、農林漁業収入の減少または農林漁業生産施設等の損壊の被害を受けました農林漁業者で、収入減の補填、経営再建等のための資金を本年度中に借り入れる場合、貸付限度額 1 0 0 0 万円に伴う利子分を、県・市、それから金融機関で負担するためのもので、期間を平成 2 5 年度から平成 2 8 年度までとし、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次の 3 つの事業は、いずれも公共施設の指定管理委託に伴い、債務負担行為の設定を行うものでございます。

まず、八代市がらっぱ広場管理運営委託は、期間を平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間、委託先はまちなか活性化

協議会とし、債務負担行為の限度額を３９万９０００円といたしております。

次の八代市勤労福祉会館管理運営委託は、期間を平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの１年間、委託先は一般社団法人八代弘済会とし、債務負担行為の限度額を２８６万８０００円といたしております。

次の八代市松中信彦スポーツミュージアム管理運営委託は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの１年間、委託先は九州総合サービス株式会社とし、債務負担行為の限度額を４６０万円といたしております。

その下です。

次に、第３表・地方債補正は、今回の土地改良事業の歳出補正に伴い、地方債の限度額の増額変更を行うものでございます。詳しい内容は、９ページの歳入、款２１・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いします。

まず、款の１４・国庫支出金、項の２・国庫補助金、目４・農林水産業費国庫補助金、節２・農業費補助金で３億２８９１万５０００円を増額しております。

これは、国の予備費を活用した経済対策に伴う農業体質強化基盤整備促進事業補助金でございまして、市が実施します排水路改修事業に対し１６１万５０００円が、また、土地改良区が実施します暗渠排水整備事業などに対し３億２７３０万円が補助されることとなります。

次に、款１５・県支出金、項２・県補助金、目３・衛生費県補助金、節１・保健衛生費補助金で３１６５万５０００円を増額しておりますが、これは、子宮頸がん、小児用肺炎球菌及びＨｉｂワクチン予防接種費を補助する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金で、接種者数の大幅な増加に伴うものでござい

す。

次に、同項、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で２７２３万円を増額しておりますが、これは青年就農者の経営の不安定な就農初期段階の所得を確保するための給付金に対し補助する青年就農給付金事業補助金１５７５万円と、八代地域農業協同組合が行いますブロッコリー予冷施設の追加導入に対し補助する強い農業づくり交付金事業補助金１１４８万円でございます。

次に、同項、目５・商工費県補助金、節１・商工費補助金で１７３万９０００円を増額しております。

これは、緊急雇用創出基金事業補助金でございまして、内訳は、漁業環境再生事業に１１０万円、泉町観光案内及び物産ＰＲ事業に５０万５０００円、後期高齢者医療保険料納付推進等事業に１３万４０００円となっております。なお、合わせまして５人の新たな雇用を生むことになります。

次に、款１９、項１、目１、節１・繰越金では、今回の人件費の減額補正に伴う財源調整で７６２万７０００円を減額しております。

次に、９ページをお願いします。

款の２１、項の１・市債、目３・農林水産業債、節１・農業債で１６０万円を増額しております。

これは、国の予備費を活用しました経済対策に伴う農業体質強化基盤整備促進事業のうち、市が実施します貝洲地区排水路改修事業に係る市債で、対象事業費３２３万円から、国庫補助金１６１万５０００円を除いた額の１００％でございまして。

以上が、歳入の説明でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

まず、説明に入ります前に、今回の補正予算における人件費の補正内容を説明をいたします。

本年度は、月例給、それと期末勤勉手当等の給与改定がございませんでしたので、補正の主な要因といたしましては、退職者及び休職者等による分の減額と人事異動等によるものの調整でございます。

それでは、10ページをお願いします。

まず、款1・議会費でございます。

項1、目1・議会費で315万2000円を増額いたしております。

これは、議員お一人が亡くなられたことや議員報酬の減額改定による議員報酬の減額と職員の人事異動等による調整によるものでございます。

以上、議会費の説明といたします。

次に、款2・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費で1883万1000円を減額いたしております。

これは、特別職の給料の減額改定や退職者、休職者、育児休業者分の減額、それと人事異動等による調整でございます。

同項、目7・交通防犯対策費では、人事異動等により256万7000円を増額いたしております。

同項の目8です。人権啓発費では、人事異動等によりまして1136万6000円を増額いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

項の2・徴税费、目1・税務総務費では、人事異動等や休職者、育児休業者により1410万7000円を減額いたしております。

次の項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、休職者や人事異動等により23万9000円を減額いたしております。

次に、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、人事異動等により11万8000円を減額いたしております。

次に、12ページをお願いします。

項6、目1・監査委員費は、特別職の給料の

減額改定や人事異動等により49万8000円を増額いたしております。（「増額」と呼ぶ者あり）済みません、49万8000円を増額いたしております。

以上、総務費の説明といたします。

続きまして、教育費のうち、市民協働部関係分を説明いたします。

22ページです。22ページをお願いします。

款9・教育費でございます。

項の7・社会教育費、目3です。文化施設費で、人事異動等により1433万9000円を減額いたしております。

次に、同項、目6・文化財保護費で、人事異動等や育児休業者により825万6000円を減額いたしております。

次に、23ページをお願いします。

項の8・社会体育費、目1・社会体育総務費で、人事異動等により39万2000円を増額いたしております。

次に、同項、目3・社会体育施設費で、人事異動等や休職者により642万7000円を増額いたしております。

以上、教育費のうち市民協働部関係分の説明といたします。

これで総務委員会付託分の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、御説明いただいたところで、歳入のところ、8ページというところで、県支出金、農林水産業費県補助金ということで、青年就農給付金事業補助金ということでありましたけれども、これは初めて、

今回こういったものが歳入として上がってきたのか、過去にこういったものがあったのかどうか、まず確認させてください。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい、私の記憶では、今回こういったものにつきまして、初めての事業というふうに思っております。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

今回、農業に関してというようなことだったですけれども、林業だったり、水産業だったりというところの区分で、同じような補助金があるのかどうか、知ってる部分でちょっとお聞かせ願えればと思いますけど。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長わかりますか。

はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい、申しわけございませんが、そこまでは知り得ておりません。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

わからないということなんで、聞いたかったのはですよ、そういったものがあるとすれば、そういったものを積極的にですね、農業だけじゃなくて、林業だったり、漁業だったりというのも、こういったものがないと後継者というのは育っていかないというようなことまで言われているんで、これがあるんだろうと思いますので、そういったものをですね、やっぱ率先的にこういうのを探して行って活用していく、拾ってきて対策を講じていくというようなことをですね、やっていただきたいということで、質問というか、させていただいたところです。

よければ、ちょっと知りたいんですけども、その、あるのかどうか。林業、漁業に関してのこういったものが。できないですかね。聞

けないですか。

○委員長（亀田英雄君） 担当課と、総務と事業課と違うもんだけんですね。

○委員（野崎伸也君） わかりました。じゃ、後ほど、また個別に聞きます。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長、そげんした指示をしていただければ助かりますが。そちらのほうにですね、こういう話があったからということで指示をしていただければ助かります。（委員野崎伸也君「済みません」と呼ぶ）

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員、それで御了解願います。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、もうちょっと、よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。申しわけないです。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

歳出の部分でいろいろと御説明いただいたんですけれども、済みません、確認なんですけど。休職者のですね、かなり多いというふうに私ちょっと聞いて、そう思ったんですけれども、今時点でどれぐらいおられるのか、ちょっと人数、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。人財育成課の中でございます。

12月の1日現在で、休職者10名ということでございます。（「休職者10名」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 10名ということでですね。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、ありがとうございました。

個別にいろいろと御事情もあられるとは思いますが、そういった方々に対してのフォローアップというところというのは、どういった取り組みやられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。休職者に対するフォローアップでございますけども、大きく問題となるのはメンタルの方かと思えます。個人個人で原因とか症状とか違いますので、一律の扱いはできないんですけども。休職中から、本人なり、あるいは御家族なりと連絡をですね、とる機会を設け、そしてまた、症状が回復して、復職が近くなった時点では直接相談をいたしまして、それからカウンセラーですね、専門職のカウンセラーの方々に面談を試みたり、あるいはメンタル専門の産業医というのも本年度から委託をしておりますので、そういったところで症状を見るなりして、復職へ向けた相談をやりながら、実際に主治医から復職のオーケーが出た場合には、少しずつ時間を延ばすなど、ならしながら、復職に向けた取り組みを行うなどして、再発の防止につなげているところです。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。推移とかっていう数字ですよね、これまでの経緯、何人ぐらいから、ずっとふえてきたり、減ってきたりというのは、ちょっと、もうそういったところは聞きませんが。なる前の対策というか、そういったところを、またですね、何か新たな主治医の方というか、産業医の方ですかね。そういったところを今入れられているという話なんですけれども。なる前の、や

っぱ、そのケアというか、そのところにちょっと重点を置いていただいて、取り組んでいただければなというふうに思います。

これ以上は申しません。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（小藺純一君） 質問ですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、質疑です。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） 12月補正は、基本的には人件費の補正、いわゆる帳尻合わせで大体全体だろうと思っていたら、事業費が出てきますね。8ページの歳入の中には、農林水産業費、この時期に。

どうするんですか、こんなの12月の補正で承認して、その金額で、これで補助金があるから、それだけの事業をやりましょうというのは。もういきなり、とって、ただ当てつけられて、とって、国が残っているから、これを八代市はしなさいということだけでしといて、来年度の繰越明許か何かに乗っけて、こなすだけの話なんではしょうか。そのあたりの事業費を、この補正の中で、12月の人件費を含めた補正の中で持ってきた事業費の意義を教えてください。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。まず、国のほうの補助金で上がります農業体質強化基盤整備促進事業補助金ということなんですが、こちらにつきましては、国の10月の経済対策ということで、これは予算がない、補正予算を組まずにということで予備費を使ったところでの経済対策ということで、そういったものと呼応してですね、県も組んでます。市のほうでも組んで、早目の緊急的な基盤整備を図るということで、この時期ではあるんですけども、この時期だからこそ、次年度にですね——よりも

早く対策を打つことによって整備を進めるとい
うような、そういった効果があるのかなという
ふうに思っております。

それから、県の補助金につきましては、1つ
例を挙げますと、就農給付金事業補助金です
か、こちらにつきましては、今年度からの事業
ということで、今回この予算を上げなければ、
今年度分の給付金といいますか、が受けられな
いというような、就農者の方にとって不利益も
生じるというようなこともありましたもんです
から、やむなく上げたというところで。

いずれにしても、県の補助金につきまし
ても、少しは枠がですね、現実には枠が余った
から、それを使ってくださいということもない
とは申し上げませんが、その県の補助金を少し
でもですね、活用して市の事業ができればとい
うことでですね、そういったことで、今回ので
すね、補正に組み入れをしたと——でいこうと
いうことでやったということでございます。

○委員長（亀田英雄君） 小菌委員。

○委員（小菌純一君） 何の説明かいちょっと
わからぬですが。

国庫支出金の場合の国庫の、この財源のあり
方からして、ここで補正額をですね、3億28
91万5000円を出したということ自身は、
これは事業費ですから、この事業を年度内に終
えようとする自身はできないはずなのに、
ここを出してきたということ自身を、私は言っ
ているわけです。

県費の支出金というのは、これはこなせませ
うね。これは残り3カ月でこなせる。だから、そ
れは問題にないんですよ。ここで補正で上がっ
てくるの。

こなせないやつを、ここで補助金として、歳
入の中に繰り入れてきたということ自身は、八
代市の財政の中で、これを来年度まで持ち越さ
なければ、この仕事はできないということの前
提。そのところを、もう少しはっきり説明し

ないと。これは、国が余っているから、どうに
か、来年度繰越明許でもしてでも、この仕事、
ぜひ通してやりたいという希望がですね、あっ
て初めて、ここに補正予算が計上できる、私は
そう見てるんです。

その補正の組み方を私は言ってるんであっ
て、こう言うてきたけん、しましたというだけ
話じゃですね、やっぱり本当の予算の位置づ
け、これの意義、これをどうやってとったから
八代の農業体質の強化につながるんだというこ
とのですね、前提の、何ていうか認識をです
ね、もう少しきちんと持たぬと。

ここで3億何千万補正予算つけたって消化で
きぬでしょう。実際できる話じゃないんだか
ら、逆に言うと、ここでとってある、今ここで
とってないと、今年度分をとってないと、来年
度で、繰越明許でその予算も使えないと。だか
ら、一生懸命ことしとったんですという話な
ら、意味がわかるから、そういう説明しないと、
何のために、——当てはめられたから八代
はやるんですということでは、この予算はつけ
る必要ないですよ。補正する必要ないと私は見
るんですが、いかがでしょうか。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 今、上りました
国庫補助金の農業のほうの、国のほうの補助金
ですけども。市が直営でやります事業というの
は、323万程度の事業です。あとにつきまし
ては、それぞれの土地改良区が事業主体となっ
てやりますので、市としては、そこに補助金を
流すということで、土地改良区がどれだけです
ね、できれば年度内に進捗、全部終わってしま
えば理想的だと思いますが、市としては、そこ
に補助金を出すということで、土地改良区内の
各組合、区でどんどんですね、実績を積まれて
3月までに執行できればというふうなところで
はおります。

○委員長（亀田英雄君） 小菌委員。

○委員（小菌純一君） 最初から、そぎゃん説明すつとよかったたい。みんなわかったよ、今ので。今ので意味がわかったでしょう、何をやるかというのが。そうでないと、こうやって予算がつきましたから、これを補正で上げたというだけの話だったら、誰もが理解してないから。最初から、その組合がこうやって、ぜひ、この予算が欲しいと、やりたいんだから、市の働き分としてはこれだけしかないけど、これを生かすために、こういう予算措置をしましたと言えば、それで済んだ話。そういう説明をしてくださいよ。でないと、何のために、ここに3億2800万が出てくるのかなというのが、一番私は不思議に思ったことです。そういう意味です。

別にすんなと言うととじゃなかつよ。そのあたりは、よく私たちが理解できるように説明してもらおうと、何でもなし話だったというだけの話です。

な、太江田さんも、うんと言いやらすとだけん、よかったい。（笑声）

よかです、はい。

○委員長（亀田英雄君） 事業課の意図も組み込んで、説明をしていただければ助かります。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） 今の件についてですが、来年度もまた繰越明許をするというわけじゃなかっだろうな。これは、これでまた、ぴしゃとした事業をやるけんでの補正を組んだっだろうな。去年もそういうことが出たもん。たしか、去年も3億何千万の繰越明許になっとたもん。ほんで、またことしも、これでやるのかと。また、繰越明許の出てきはせぬかと思うけ

ん、これはこれとして予算組んだら、組んだらしっかり事業しなさいよというようなことだろうと思うわけよ。

そつで、この事業を組んだことに、補正組んだことには、私は反対もしません、賛成しますが、これをまた来年度に繰越明許で残すことそのものがいかぬて。去年も私はそれを指摘したはずだもん。そこをよろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 意見でいいですか。

○委員（太江田茂君） はい。（「よかよか」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。4ページ、債務負担行為補正ということで御説明ありました平成24年度大洪水対策資金に関する利子補給ということで、これ該当される方、八代市どれぐらいおられるんですか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。現時点では、まだ申し込みはないということでした。まだ1件もありませんということです。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。これは説明があったですけども、北部のほうの関係というふうに私は捉えたんですけども。それで該当される方がおられるのかなというふうに思ったもんですから。（「熊本大洪水だけんね、熊本大洪水についての利子補給」と呼ぶ者あり）

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 黒木課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） 農業政策課長の黒木です。

先ほど、山田次長のほうからお話がありましたように、現時点での申し込みは1件もあっておりません。ただ、3月29日まで仮に申し込みがあった場合に、承認決定をするために、今回、債務負担行為をお願いしているところで

す。

ただ、八代の方で該当する方がということなのですが、基本的には御存じのように、今回の大水害は阿蘇を中心として発生しております。基本的にはですね、属地主義なんですけど、属地ですね、土地が被害を、例えば、八代に住まいの方で阿蘇に持っとられる方が、基本的にはなるんですけども、場合によっては属人というか——方も受け付ける必要があるというようなことでしております。

ただ、現時点で、先ほど次長も言いましたように、市に対してですね、相談があっているわけではありませんし、災害のときにもそういう相談もなかったもので、ないかなとは思ってます。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、もう一回、属人か何かというところ、意味がちょっとわからぬかったです。

○委員長（亀田英雄君） 黒木課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） はい、黒木です。

済みません、土地をですね、阿蘇に持っとられて、八代にお住まいの方ということです。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりましたが、どやんふうに周知しなっとですか。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 黒木課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） 周知に関しては、県のホームページとかという形で、市では特段行っておりません。申しわけないです、はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 現時点ではおられないということなんですけど、もしかしたら、おら

れるかもしれない。多分、調査されて、現時点では申し込みがないですよという話なんですけど。

周知もしない、県のほうにお任せ切りということであれば、その何か、する必要があるのかどうかというふうに、ちょっと疑問なんですけれども。ただ、言われてきたけんがしますという、ただ、そのあればつくっときますという話なのかなというふうには捉えられぬとですけども。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、黒木課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） 済みません、説明不足でした。

基本的には、農協あたりを通じてですね、情報は収集しておりますし、広報も行っております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。漏れがないようにですね、ちゃんと、きちんとした周知のほうをですね、お願いしたいというふうに思います。

で、もう一点あります。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 済みません。8ページ、県支出金、商工費県補助金、緊急雇用の部分で5人ということでは言われましたけれども。これは少なめとかいうか、もう少しいっぱいできぬとかいうふうに、私は単純に思ったんですけども、何か規制があるんですかね。

○委員長（亀田英雄君） わかりますか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 県のほうから受け付け、再度の受け付けがありまして、市のほうから応募したのが4件でございまして、採択されたのが3件ということでございます。

で、合計 5 人の緊急雇用ということでございます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、採択されたのかという話ありましたけれども、何でしょう。それは、もう少し提案の仕方がよかったら、とれたという話なんですか。県に対しての。

○委員長（亀田英雄君） 宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 繰り返し御説明いたします。要綱に従いまして、該当するものが 3 件であったということでございます。

この 3 件につきましては、先ほど山田次長のほうから説明がありましたように、後期高齢者医療保険関係。75 歳になりますと、それまで、例えば、銀行口座引き落としですとか、されてたものが 75 歳になりますと、また手続きをしなきゃいけないと。なかなか高齢になられますと、そういう手続、通知をするんですけども、なかなか理解していただけなくて滞納になる場合があると。そういう方々に対して、丁寧に御説明申し上げて、制度にのっとって申請していただく。あるいは漁業関係、アサリの放流事業をしておりますが、それ効果が上がるようにというようなことでございます。それから、泉町の観光案内所に人を雇うということで、一番最初に言いました後期高齢者医療関係が 1 名、それから漁業環境、アサリの放流事業、効果を上げる事業が 3 名、そして泉町観光案内所が 1 名ということになっております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、説明いただきまして、何となくわかりましたけれども。今回県のほうで、また内示が来たちゅうか、出してくださいよって、枠があるけんという話でやったと思うんですけども。ほかの市町村に対してもそういったですね、県のほうからされてると

思うんですが、どうなんでしょう。5 人という、3 件採択されたというのは多いほうなのか、少ないほうなのか、どうなんでしょう。わからないですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 申しわけございませんが、他市の状況が、今資料を手元に持っておりませんので、わからないところです。

なお、今、委員さんがおっしゃいましたように、再度また募集受け付けの案内が来ておりますので、また（聴取不能）しているところでございます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。何か、たったこれだけの人数しかなかったらとかという、もう少し頑張ってくださいね、雇用できるように、何かいろいろと他市の事例とかもですね、研究されながら、（聴取不能）一人でもふやしていただきたいという思いがありますので、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 意見は今までいっぱい出ましたので、いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決いたします。

議案第 115 号・平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

お疲れでした。

○議案第120号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長(亀田英雄君) 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第120号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第7号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入及び歳出の第2款・総務費について一括して説明願います。

○総務部次長(山田 忍君) はい、委員長。

○委員長(亀田英雄君) 山田総務部次長。

○総務部次長(山田 忍君) おはようございます。引き続き、座らせていただきまして説明いたします。

○委員長(亀田英雄君) どうぞ。

○総務部次長(山田 忍君) それでは、議案書の別冊になってます……

○委員長(亀田英雄君) 120号ですね。

○総務部次長(山田 忍君) 120号と打つてある部分です。こちらのほうをお願いします。

○委員長(亀田英雄君) いいですか、120号ですよ。

○総務部次長(山田 忍君) 議案第120号です。専決処分の報告及びその承認についてでございます。

○委員長(亀田英雄君) ちょっと待ってください。

第7号ありますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、願います。

○総務部次長(山田 忍君) 議案第120号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成24年度八代市一般会計補正予算・第7号で、本年12月16日投開票となりました衆議院議員総選挙に係る費用を選挙準備の必要性から、11月16日に緊急に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託となりますので、御説明いたします。

5ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6470万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ532億9858万8000円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いします。

款15・県支出金、項3・委託金、目1・総務費委託金、節4・選挙費委託金で6470万円を補正しておりますが、今回の衆議院議員の選挙費用は全額、県の委託金により賄うものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

款の2・総務費、項4・選挙費、目5・衆議院議員選挙費で6470万円を補正しております。

今回の選挙は、投票所数106カ所、期日前投票所数8カ所、ポスター掲示場設置数が488カ所、開票所は東陽スポーツセンターで行うこととしております。

それらの経費の主なものを説明いたします。

まず、節1・報酬は、投票立会人や民間人の投票管理者などの報酬でございます。節3・職員手当等は、投開票事務に従事する職員や事務局職員の時間外勤務手当などでございます。1つ飛びまして、節7・賃金は、事務補助の臨時職員の賃金でございます。節8・報償費は、投票立会人等の投票箱送致手当やポスター掲示場

設置謝礼などがございます。節 1 1・需用費は、選挙用文具代、投票所用灯油代、投票所入場券や選挙特集号の印刷代などがございます。節 1 2・役務費は、投票所入場券郵送料、投票場資材配付・回収運搬料などがございます。節 1 3・委託料は、ポスター掲示場設置・維持・撤去委託、選挙関連機器の点検委託などがございます。節 1 4・使用料及び賃借料は、投票箱送致用タクシー借上料、投票所借上料などがございます。節 1 8・備品購入費は、投票箱や車椅子用の一人用記載台などの購入費でございます。

以上、専決処分いたしました平成 2 4 年度八代市一般会計補正予算・第 7 号の総務委員会付託分の説明といたします。

御審議よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですね。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか。なければ、これより採決します。

議案第 1 2 0 号・平成 2 4 年度八代市一般会計補正予算・第 7 号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

お疲れでした。

◎議案第 1 2 1 号・財産の無償譲渡について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第 1 2 1 号・財産の無償譲渡についてを議題とし、説明

を求めます。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 岩本財政課長。

○財政課長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の岩本でございます。説明は座ってさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○財政課長（岩本博文君） それでは、議案書の 1 ページでございます。

議案第 1 2 1 号・財産の無償譲渡についてでございます。

今回、提案理由に示しておりますとおり、財産を無償譲渡するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回は、文政第二保育園、これは旧鏡町立鏡第四保育園でございます。この建物を無償譲渡するための提案でございます。

議案書とは別に、別添資料を配付いたしておりますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

事前に配付しておりました A 4 横判で、右肩に本日の日付、財政課と示している物、それとカラーコピーで保育園の外観を撮影した物を添付いたしておりますけれども、皆さんお持ちでしょうか。

それでは、今回の分の説明を始めます。

財産を無償譲渡する相手方は、社会福祉法人文政福祉会、理事長、松良水哉氏であります。その内容は、現在の文政第二保育園の園舎で鉄筋コンクリートづくり、スレートぶき、平屋建て、面積 4 2 7. 3 平方メートル、平成 2 年 2 月の竣工で、建築後 2 2 年経過の物件でございます。

この物件につきましては、旧鏡町で取り組まれていた保育園民営化の過程で、平成 1 7 年 4 月から無償貸し付けによる民営化が行われ、合

併後、新市にそのまま引き継がれたものでございます。

その後、保育園側より土地、建物について、譲り受けて完全民営の保育園として経営を行っていききたいとの申し出がありました。

このため、協議を行いましたところ、土地については売却、買い取りと、建物については無償譲渡ではどうかということで、このたびの提案に至ったところでございます。

土地の売却予定額は、資料に示しておりますとおり2330万円です。なお、建物の無償譲渡という提案に至った経過につきまして、これから簡単に説明を申し上げます。

まず、財産譲渡につきましては有償でということで、つまり売却という形で検討を進めたところでございます。有償譲渡の場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定によりまして、鉄筋コンクリートづくりの保育所の場合、47年間は財産処分が制限され、本件に関しましては建築後22年で、47年をまだ経過しておりませんので、補助金の返還義務が生じます。

補助金の返還額は、売却額に応じて計算されますので、本件では建物の鑑定評価額を、資料に記載しておりますとおり1520万円ですから、この金額で売却すると想定して補助金返還額を計算いたしますと、国に対して約695万円、県に対して約348万円、合計いたしますと約1043万円の返還となります。

そこで売却想定額1520万円から、国・県への返還額1043万円を差し引いた額477万円が売却益となって市の収入になるところでございます。一般的には、ここで事務が完了するところですが、本件に関しましては、さらに検討を進めております。

先ほど簡単に触れましたが、文政第二保育園は、鏡町当時、平成17年4月から無償貸し付けを行っている施設です。その際、保育園の維

持管理や施設整備についての費用は保育園側に負担をお願いしてありまして、その金額は平成17年度から平成24年度現在まで1800万円程度支出されているところです。その中で、施設整備に関するものというくくりで、大まかに整理いたしますと580万円程度の金額になります。

そこで売却という形で話を進めるならば、これまで保育園側が施してきた保育園への付加価値、つまり施設整備に要した費用580万円程度は市の財産価値を高めたものとして補償しなければならないのではないかという課題が生じてまいりました。

先ほど申し上げました補助金返還後の売却益、つまり市の歳入が477万円、そして、これまで保育園側が実施されました施設整備費580万円、これらを単純に考え合わせますと、市としては477万円の収入はありますけれども、一方で、保育園側に、これまでの整備費用580万円を支払うという事態が考えられます。結局、売却することで580万円と477万円の差額の103万円の金額が必要になると。つまり、追加で100万円程度の支払いが発生するという状況が考えられます。

これに対しまして、無償譲渡の場合は、厚生労働省の財産処分承認基準の規定により、補助金の返還は生じません。また、無償で譲渡するということであれば、相手方からも、これまでに要した経費分を求められることもありません。つまり、追加で支出することもないということです。

以上のことから、有償譲渡と無償譲渡を比較した場合、財政的には無償譲渡のほうが有利であると判断し、今回提案したところでございます。

なお、無償譲渡ということで、その契約に当たりましては、厳しい条件を付したものといたしております。具体的には、譲渡した建物を児

童福祉事業の用の供する目的以外の目的に使用しないこと、また、譲渡契約成立日以降10年間は、譲渡した建物をほかの事業者に転売しないことなどでございます。

ちなみに、土地は売却予定ですが、土地につきましても同様の条件でございます。

本件に関しましては、保育園の事業展開を図る上で、保育施設を社会福祉法人文政福祉会へ無償譲渡することにより、今後の保育運営とあわせて、保育施設の安全管理体制を整え、子供たちの健やかな成長に期する保育園として運用され、健全な保育園運営事業が継続的に推進されるものと考えております。

以上をもちまして、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 太江田委員。

○委員（太江田茂君） 座ったままの御意見とさせていただきます。

実は、この問題については、私は鏡町のときからの案件でございました。

これは、皆さん御承知のとおり、国の金を借りて、これは建てたものです。これは鏡町時代に第四保育園として建てたわけですが、これを民営化するに当たっては、大分年数も、これは2年ほど議論を尽くしまして民営化しました。それで、文政福祉会が受けたわけですが、もちろん土地、建物にわたっても借金を残したままの状況になっておりました。

これを譲渡するに当たっては、私は何らかの意見はございませんけれども、このおかげでほかの保育園もそういうとは、今後出てきはせぬかなと思うわけ。そしたら、それならば、ほかの八代市で、今後、取り扱っている保育所の関係が、今後どのくらい、そういうやつがあるのかなと思います。

そこで、そこを担当課のほうとしては考えておられるのか。今現在は、今、文政保育園が出てきたわけですが、これに類似したところの保育園が八代市全体で幾つあるのかなと、私は心配しとるわけですね。

そういうことで、皆さんの、数を教えていただければ、いいんじゃないかなと思います。が、どうですかね。

○財政課長（岩本博文君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、よかですか。岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） はい。私ども財政課で普通財産の貸し付けとして、この保育所関係で貸し付けしているというようなものにつきましては、この文政第二保育園以外に2カ所の保育園がございます。

その分につきましては、旧鏡町時代からの引き継ぎ分でございますけれども、今回このような提案をさせていただいておりますので、普通財産の有効利用を図るような形で、本来であれば、第1段階的には有償譲渡というところを前提に、これからも、今貸し付けている分については、いろいろ考えていきたいというふうには思っております。

○委員（太江田茂君） いえ。

○委員長（亀田英雄君） はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） 私が尋ねたのは、そういう保育所が何カ所、全市内にあるんですかと、私は聞きよつとですよ。

○委員長（亀田英雄君） 2カ所って説明があったです。

○委員（太江田茂君） はい、わかりました。2カ所ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、はい。

○委員長（亀田英雄君） いいですか、太江田委員。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありません

か。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 藤井委員。

○委員（藤井次男君） なら、先に行きます。

この平成、今建てて22年と、それに580万円の施設整備をしたと。何ば施設整備するわけですか。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） リストをもらいまして、領収書を確認いたしておりますけれども、順番に大きなところから行きますと、そうですね、廊下とか、縁側の修繕、それから、きく組床改修工事、園舎内の床改修工事、トイレ改修工事、エアコン改修等でございます。とかボイラー修理もあります。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） これは最初の、私が想像するには、最初の契約、つまりそういうものを含めて、そやんときのあときは当事者、市の貸し付けたほうがするとか、あるいは、その10年間は10年間、まあ築22年ちゅうならすな、屋根、この前の説明じゃ、雨漏りもするちゅう話を聞いたばってん、築22年じゃ雨漏りとか、そういうことはなかはずですもんな。

そつで結局は、聞いてみれば、廊下とか、そぎゃんとばってん、市が貸すとき、そういう条件はどぎゃんなったったろうかと。今ちらっと聞きましたばってん、そればかりじゃわからぬもんだいけんと思うて聞いてみっとですたい。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） 使用貸借契約書によりますと、維持管理に関する費用等につきま

しては相手方、つまり保育園側が持ちますというような契約内容にはなっております。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 藤井委員。

○委員（藤井次男君） 普通考えると、アパートなんかはすな、やっぱり家賃を払ろうて、そして雨漏りとか、あるいは打ち込みとか、あるいは瓦のほかのいろいろは、やっぱり貸した人が修理をするというのが普通ですよな。

何で八代市がそういうことを、その要求があったとき、しなかったかということを、ちょっと確かめたかったわけです。

はい、よかですよ。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） ちょっと関連なんですけども。いろいろと御説明あって、施設管理者のほうが施設のほうの整備のほうもされてきて、580万ぐらい、これまで使ってきましたよという話。それと、売却した場合に、最終的に市に残るのと相殺するよりは、そっちのほう市が市の持ち出しがなくなるけんという話だったですけれども。

そもそも今、藤井委員が言われたように、最初の契約のですね、不備があったんじゃないのかなというふうに思うわけなんですよ。引き継いできたもんだいけん、そやんふうにしてきたという流れはわかつとですけれども、八代市は八代市になったんだと、そういった中で、前八代市全体の施設の整備の、貸与の方法だったとか、そういった部分についてやってこなかったのが、ちょっと問題なのかなと。

一つ思うのが、これだけの施設、広い施設を貸し付けていたということであれば、賃貸料を取っとれば、間違いなく、この修繕費580万よりもそっちのほうが高いわけですよ、もちろん22年間も貸しとるということであれば。

そっちの契約ができとれば、何も文句を言えるあれでもないの、言われることもなかったのかなというふうに思われるんですよ。最終的に、市のほうが損ばしてるというふうに、私はちょっと客観的に見えるんですけども。

そこら辺のところの方向性というか、何で市に、合併のときの、ごちゃごちゃして、そこまで対応できなかったんだというのもあったのかもしれませんけれども、そこら辺のそこは、たなざらしに置いてきたのかどうか、そこら辺の経緯というか、ちょっとお話聞きたいんですけども。

何で施設のそれに、修繕費ばさせて、そっちの賃貸料は取らなかったのかと、そう決めたのか。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） これは、鏡のときからの保育園の民営化の話から掘り起こさなければいけないと思うんですけども。その当時の話を聞いてみますと、一旦民営化で公募をかけたけれども、公募対象で手が挙がるどころがなく、そのままでは保育園がなくなって、地域の方に物すごくサービス低下になるというようなところで、どうにかやってもらえるところはないかというところで、この文政福祉社会さんが手を挙げられて、つないできたというような、ちょっと言葉が見つかりませんが、そういう責任感のあるような福祉社会があえて実行されてきたというところで、無料の貸し付けが継続されてきたと思います。

それで、合併されたからといって、それをむげに新市でその当時の話を、言うなればほごにするという、なくすというようなことは、なかなか難しいというところから、その当時の状況をそのまま引き継いでいるだろうというふうに、私は理解して、このままの契約でやってきたところですよ。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 経緯とかというのがわかったんですけども、以前も総務委員会の中で、こういった無償譲渡の関係の話ありましたよね。そういった中で、何で、むげにできないというのはわかりますと、理解しましたと。ただ、もう合併して何年たちましたかと。その中で、ある一定期間でやはり変更していくとか、お話をさせていただく部分が何でなかったのかなというふうに思っていましたんで、今後は、もうあと2カ所ですかね。（財政課長岩本博文君「はい」と呼ぶ）無償でやっているところというのがありますが、そういったところのお話も、今後されていくという話でしたんで、よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありませんか。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） 関連ですが、何さん不思議に思うとたいな。こん580万を修理をしたと。ずっと部長さんの答弁を聞くと、これは当事者がすると。当事者ちゅうたら、今、私が感じとつとは、保育園側がするということを、この580万を何で金に例えぬばんとですか。これは、保育園が当然つくるべきものだもん。それを、市の売却の中に損害として入れるというのは、非常に不思議に思います。

それと、やっぱり、先ほど太江田委員のほうから出ましたごて、2カ所あると。2カ所あるところが、またこういう修理をしたり、いろいろしたちゅうとも、また民営化すれば上げてくる可能性がありはせぬかというふうに思いますので、そこあたりはよく検討をして、あと2園についてはですな、検討してもらえたらどうだろうかというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） 意見ですね。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） では、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

今まで意見をいただきましたが、ほかに意見がございますれば、意見をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですね。それでは、なければ、これより採決します。

議案第121号・財産の無償譲渡については可決に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

◎議案第122号・八代市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第122号・八代市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山中市民課長。

○市民課長（山中美紀代君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民課の山中でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民課長（山中美紀代君） 議案書の3ページをお願いします。

議案第122号・八代市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてでございます。

現在、八代市では、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定に基づきまして、八代市の特定事務を郵便局において取り扱いを行っておりますが、平成2

5年3月31日をもって協定の期限が終了します。再度、当該証明書交付事務を取り扱うことについて、日本郵便株式会社と協議を行い、郵便局の指定について議会の議決を得た上で協定を締結することとなっております。

内容について御説明いたします。

4ページをお願いします。

第1条、郵便局の指定及び取り扱う郵便局の名称でございますが、5ページの別表に記載の郵便局2カ所でございます。

第2条の1号から5号までの事務の範囲でございますが、八代市が取り扱う事務は戸籍の謄抄本、納税証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の請求の受け付け及び交付事務のことでございます。

第3条、取扱期間でございますが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。ただし、必要があるときは、八代市と日本郵便株式会社が協議の上、その期間を短縮することができるとしております。附則として、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 済みません、これは協定の期限切れるから、新たにまた協定をし直すんですよという話だと思っておりますけれども、協定の内容が変わったところとかつていうのはありますか。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。今まで、実は3郵便局と契約をしていたんですが、今回から2郵便局に変更になったという点でございます。（委員野崎伸也君「そこを教えてください」

ていいですか」と呼ぶ)

はい。百済来郵便局と五家荘郵便局が書いてありますが、このほかにあと1局、上松求麻郵便局(「あそこは、坂本だね」と呼ぶ者あり)そうです、坂本です、はい。(「坂本の役場の前です」と呼ぶ者あり)

百済来郵便局と上松求麻郵便局が、現在の坂本町です。五家荘郵便局が、現在の泉町にございます。

○委員長(亀田英雄君) 丁寧な説明をお願いします。

はい、野崎委員。

○委員(野崎伸也君) じゃ、その部分が変更になったということですね。(市民課長山中美紀代君「はい」と呼ぶ)

はい、わかりました。

○委員長(亀田英雄君) はい、小菌委員。どうぞ。

○委員(小菌純一君) よかですか。これは、取扱量とか何か、そういうことでの、この変更というのはあったんでしょうか。上松求麻は、もうせぬって言わすとですか。閉じらすとだろうか。

○市民課長(山中美紀代君) はい。

○委員長(亀田英雄君) はい、山中課長。

○市民課長(山中美紀代君) 上松求麻郵便局は存在はしておりますが、今おっしゃったように取扱量が激減といいますか、合併以降減りまして、それで取り扱いを、今回、協定を結ばないということです。

○委員(小菌純一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) はい、小菌委員。

○委員(小菌純一君) それは、非常に不利益をこうむるんじゃないですか。使う、使わぬじゃなくて。私が思っているのは、郵便局から八代市が何か手数料か何かを払わなければいかぬとか、何かそういうことがあるから、例えば、上松求麻は少なかけん、もうあそこは入れぬで

いっちゃけというのは、郵便局としての機能をつたい、今まであった機能が減るというだけの話だけでも、そこは非常に不利益をこうむるようなことになるんじゃないかなという気がすっとですが、そのあたりはどぎゃんですか。

(「名前は」と呼ぶ者あり)

誰かわからぬとだろう。はい、あたって言うてよかが。(「いや、わかっとなすと」と呼ぶ者あり)

○市民課市民係長(早川孝幸君) 市民課の早川といいます。よろしくお願いします。

○委員長(亀田英雄君) ごめんごめん。はい、お願いします。

○市民課市民係長(早川孝幸君) 今、上松求麻郵便局の部分について廃止ということですね、一応御提案させていただいているんですけども、私たちのほうでですね、7月と9月に上松求麻郵便局管内のですね、地域の方たちと事前にお話のほうをさせていただきました。

この中で、一応出てきましたのが、上松求麻郵便局のほうで、合併当初、平成17年は30件ほど取り扱いのほうをしておりまして。ところが、平成23年になりましたところが、年間3件ということですね、もうかなり少なくなってきたところもございました。また、この部分につきまして、私たちのほうでは、坂本支所と郵便局をつなぐファクシミリですね、機械のほうを使っているんですけども、リース料のほうで18万9000円、微々たる金額なんですけれども、18万9000円払っている中でですね、手数料収入として3件、収入といたしましてはですね、4950円の収入しかないということですね、やはり3件で4950円の収入でリース料18万払っているという形ですね。費用対効果とかを考えてどうだろうかということを、7月と9月に地域の方たちとお話をさせていただきました。

その中でも、やはり出てきたのが、やはり費

用対効果を考えるとやむないなというところもございましたし、また、17年に合併をいたしまして、八代市管内全てのですね、支所とか本庁でも、こういう戸籍の謄本とかですね、抄本とかもとれるようになって、お車ですね、代理の方、御家族の方がですね、本庁並びに支所等にですね、請求をされることが可能になったというところもございまして、こういうふうな形で激変してきたところもございました。

地域の方たちにもお聞きしたところですね、そこはやむを得ないんじゃないだろうかということをですね、会合したところでですね、お話をして、納得というかですね、そういう御説明をしたところで承認をいただけたところでございます。

以上です。（委員小菌純一君「わかりました。了解してあればよかです」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 今の御説明あったとおりでなんですけれども、何かいろいろと変更される場合とかですね、住民の皆さん、不利益にならないようにということで、事前にそういった対応をされていたとすごい感心というか、すばらしいことをされたなというふうに思っています。今後もそういったことを続けていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより

採決します。

議案第122号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

御苦労さんでした。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第126号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第126号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○資産税課長（畑中房一君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、畑中資産税課長。

○資産税課長（畑中房一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の畑中です。よろしく申し上げます。

失礼ながら、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○資産税課長（畑中房一君） 説明に際しましては、議案書並びに1枚物の総務委員会資料、八代市市税条例新旧対照表で御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第126号・八代市市税条例の一部の改正について。八代市市税条例の一部を次のように改正するものとする。提案理由としまして、平成25年度における固定資産税の税率を改定するには、条例の改正が必要である。

次のページ、12ページをごらんください。

八代市市税条例の一部を改正する条例。八代市市税条例、平成17年八代市条例第256号の一部を次のように改正する。附則——これは固定資産税の税率に関する経過措置でございますが——第2条の4第2号中、「平成24年度」を「平成25年度」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行する。

ただいま御説明申し上げました内容につきましては、お手元の八代市市税条例新旧対照表において、改正部分をアンダーラインでしているところでございます。

今回の条例改正につきましては、現下の社会経済情勢は、歴史的な高水準の円高に伴い、国内産業の景気が低迷し、依然として先行きが不透明な状況にあります。このようなことから、本市の地域経済の活性化と市民生活の安定を図る上から、平成25年度におきましても、平成24年度と同様に、固定資産税の税率を1.5%でお願いしたく提案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） 1.6、合併時の公約ですが、合併時にそれを了解した人たちがこの中にもたくさんおられますけども、1.6にすること自身は、もうまずいんでしょうか。

私は一般質問でも言いましたが、1.5を継続すること自身が、いわゆる市税条例の税率を上げないということの努力ということ、0.1%で約6億ぐらいの金が減収になる。その金があると、もっともっと効率的に事業費ができてきて、いいんじゃないでしょうか。消費税もみんな賛成だから、そのぐらいは言うても

おかしくないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

消費税も上がって、固定資産税も上がって、市税も上がって、それはめちゃくちゃになるという発想なんだろう。それとも、いわゆる消費税が上がる前までには、どんなことがあっても、この市税条例は上げない、そういう方針でいくんでしょうかね。

そのあたりの見通しとしては、財政当局を含めて、どのようにお考えなのか、御意見をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（木本博明君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。ただいまの件ですけれども、まず、0.1%の差というのが、6億程度と言われましたけども、今、現時点ではですね、4億6000万、5000万から6000万程度と下がっております。

○委員長（亀田英雄君） 4億五、六千万…。

○総務部長（木本博明君） 4億五、六千万程度ということでございます。

それから、合併時の約束ということで、確かにそうではございましたけれども、先ほど説明にもありました、この社会経済情勢ということ踏まえまして、上げるも問題、下げるも問題、いろいろと検討、市長も含めまして検討しました結果、現在のこの1.5ということでございます。

ちなみに、例えば、平成21年度の場合、1.5でやっておりましたが、1.4でやっとった場合が69億で、今24年度の1.5のときとほぼ同額なんです。21年度のときに、もし1.5でございましたが、1.4であったれば69億程度、それが今、平成24年度評価がえ後の24年度の1.5%で69億ということで、3年前の1.4からすると、3年前の1.4と3年後現在の1.5がほぼ同額という程度でござ

いますので、これから1.4に下げれば、もっと厳しくなるし、もちろん上げるのも、ようございますが、ここ数年、ここ何年間の経済情勢からすると、そこも厳しいところがあるということで、市民サービスを低下させないということでは維持ということの、最終的な決断に至ったのが、今年度の提案に至った経緯でございます。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） よくわかりました。今んことば忘れぬごつしとかぬばんばい。これから先、大事なことになってくるから、ましてや、来年、再来年という、この次の期に非常に大きなウエート占めてくるんけん、またこの人たちはみんな選挙は強かけん、また上がってこらすから、また総務委員会でそういう論議があったときには、その言葉が非常に重みを増しますから、忘れぬようにしといてください。

以上です。

あと、ありません。

○委員長（亀田英雄君） 意見ですね。

○委員（小藺純一君） うん。

○委員長（亀田英雄君） はい。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

ほかに意見がございますれば、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか。なければ、これより採決します。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第126号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第128号・八代市暴力団排除条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第128号・八代市暴力団排除条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○防災安全課長（東坂 宰君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）防災安全課の東坂でございます。よろしくお願いします。

申しわけございませんが、着座して説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○防災安全課長（東坂 宰君） では、議案つづりの19ページをお開きください。

議案第128号・八代市暴力団排除条例の一部改正につきまして説明いたします。

今回の改正は、提案理由にありますとおり、当条例に引用しております暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

続きまして、つづりの20ページをお願いいたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のうち、都道府県暴力追放運動推進センターに関する条項が、この条例に引用されているわけでございますが、これまでの「32条の2第1項」から「32条の3第1項」へと変更になりました。これに基づきまして、当条例の第3号を一部改正するものです。

したがいまして、条例の内容的な部分にはついての変更は全くございません。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なしでいいですか。

○委員（藤井次男君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） 八代の中で、やっぱ、そういった事例というのはありますか、何か。

○委員長（亀田英雄君） 東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。これまでもですね、私どもがやっております部分におきましては、八代市と熊本県警ですね——が合意書をつくりまして、いろいろな、例えば、先ほど、きょうの委員会にも出ましたが、指定管理者の候補者になった場合、あるいは、花火大会でございますとか、そういうイベントの出店業者、そういう方々の役員さんでございますとか、当人でございますが、そういう部分を各課からこちらに照会がございまして、それを県警に照会するということでございますが、私の場合は4月からなんですけども、聞くところによりますと、これまでこれに該当したというところはないようでございます。

○委員長（亀田英雄君） ないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第128号・八代市暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。（「お世話になりました」と呼ぶ者あり）

御苦労さんでした。

続けてまいります。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に……（「委員長、ちょっと休憩させてもらっていいかな」と呼ぶ者あり）

はい。なら、小会します。

（午前11時28分 小会）

（午前11時34分 本会）

◎請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会への新たな付託はありませんでしたので、継続審査となっております請願1件及び陳情1件の審査に入ります。

それでは、請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

本件について、御意見はありませんか。

朗読の必要がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

本件について、御意見を願います。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） これはもう本会議に出されて、終わったんじゃないですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）だから、もう審議未了でよかつじゃなか。済んどつとだもん。自民党も

そっでよかったですもん、これは。もう済んどっとだいけん。（「もう終わりましたよ」「審議未了という」と呼ぶ者あり）

自民党側からの御意見ば聞いてよ。

○委員（成松由紀夫君） よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。今、小藺先生がおっしゃったとおりでございまして、審議未了でいいと思います。

以上です。

○委員（笹本サエ子君） いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 聞いておきたいのは、ここに請願者がおられないからね、あれですけども、だけでも、紹介議員の方いらっしゃいますね。今、本会議でも上がったことだということで、それはそれで納得ですけれども。一番こだわるのは、3番目の自衛隊のところで、領域警備のための法制度確立ということについて、私は議会で質問しましたが、答弁がなかったんですね。発議に対しての質問したけども。

だから、この辺はどういうことを考えていらっしゃるのかなと。

○委員長（亀田英雄君） そこは、どげんしましょうかね。

○委員（笹本サエ子君） 誰かお答えいただけますか。紹介議員の方が、3名いらっしゃいます。

○委員（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、紹介議員皆さん、それぞれの御意見がある中で、この3番目はいろいろな意見が確かにございました。

その中で、要するに、自衛隊についての、このままの文章の法制度を確立するということで最終的には認識が一致しましたので、そういう方向であります。文章のとおりであります。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） じゃ、意見だけね、言わせて。

法整備とありますけど、自衛隊ということで、ここの中には、例えば、憲法9条第2項の武器を持つてというのがね、極力ないようにしていただきたいということを、一言おつけします。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 審議未了という話でしたので、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 一括してということで行いたいと思います。（「うん」と呼ぶ者あり）

なければ、お諮りいたします。

請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について

○委員長（亀田英雄君） 次に、陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

朗読が、必要ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですね。

本件について、御意見をお願いします。

○委員（成松由紀夫君） はい。委員長、よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） もう、この普天間基地配備は終わってますんですね、この県内低空飛行訓練に対するところの問題だと思いますが、またこれについては、国に対して云々というようなまだ状況まで、しっかり話が詰まらないような気がするんですけども、イエロールートの話と思うんですけども。これも、私は審議未了でどうかなと思います。

○委員長（亀田英雄君） 審議未了という意見です。

ほかにございませんか。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） 話題から消えてしまった、現在の情勢から。なぜかという、国際情勢を含めて、オスプレイそのものが、今、価値があるようなテーマにならなかった。だから、私は、これ継続で置いていいと思いますよ。何かまた必ずある。

今、もう総選挙とか、いわゆる北朝鮮とか、問題が移ってるもんだから、話題にないから、出てこぬだけであって、これは話題性があつたから、ここにこうやって出てきたんであって、もうしばらく置いてても、継続で私はいいと思います。ほっていいと思いますが、しばらくは。

そしてから、次の話題性のときに、そうしたら、——当然、また出てくると思うとたいな。3月ぐらいまでの様子を見てから、皆さんで決着したらどきやんですか。

○委員長（亀田英雄君） ということで、継続という意見でございます。

○委員（小藺純一君） 私は、それでいいと思う。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。小藺議員が今言われましたけれども、一言だけね。（委員小藺純一君「一言」と呼ぶ）一言だけ。

確かにオスプレイは、普天間基地に配備されました。もう100デシベル以上の、本当にすごい騒音とほこり、そして周辺にはね、世界一危険な普天間基地だと言われているとおり、学校、病院あります。住宅もあります。そういうところで訓練をやっているわけですから。そこに、私たちは思いをはせることも大事だと思います。

それから、この普天間基地オスプレイ配備問題では、沖縄全島が、知事も含めてですね、反対だということを、今なお主張されております。そのことを含めて、3月議会ではね、みんなでやっぱり検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 継続ですね。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） ただいま、継続審査を求める声と審議未了を求める声があります。（「審議未了はおろしなっせよ」と呼ぶ者あり）

お諮りしていいですか。（「うん」と呼ぶ者あり）お諮りしてみます。

○委員長（亀田英雄君） 継続審査を求める意見と審議未了を求める意見とがありますので、まず、継続審査についてお諮りします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） それでは、少数ですね。挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。（「小会、小会」と呼ぶ者あり）

小会にします。

(午前 11 時 42 分 小会)

(午前 11 時 50 分 本会)

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

済みません、表決の手順に不備がございましたので、改めて表決をお諮りしたいと思います。

継続審査を求める意見と審議未了を求める意見とがありましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（亀田英雄君） 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第 17 条第 1 項の規定により、委員長が本陳情を裁決します。

委員長は、本件について継続審査とすることに裁決いたします。よって、本件は継続審査と決しました。

申しわけございません。（「同数だけんな」と呼ぶ者あり）

以上で、請願・陳情の審査を終わります。

以上で、付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（亀田英雄君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（亀田英雄君） 次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成 24 年度事務事業評価（最終評価）報告書について）

○委員長（亀田英雄君） このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、平成 24 年度事務事業評価（最終評価）報告書についてをお願いします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原企画戦略部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画戦略部の永原でございます。

6 月の当委員会におきまして、行政評価システム導入基本方針、行政評価システム導入の御説明、それから 9 月には、24 年度事務事業評価——これ内部評価の報告書をもって、内部評価の報告をさせていただきましたが、また、あわせて 10 月から予定しておりました外部評価委員会の委員の構成、それから外部評価の対象となった 18 事業などの御説明をいたしたところでございます。

今回は、この 18 事務事業につきまして、10 月の 13 日、27 日及び 11 月 11 日の 3 日間、外部評価委員会を開催をし、委員の皆様へ外部評価を行っていただきました。

さらに、この外部評価の結果を受けまして、11 月の 26 日に開催をいたしました行財政改革推進本部において、それぞれの事務事業を今

後どのように展開していくのかという最終評価を行い、最終的な評価及び対応方針を決定をいたしましたので、この2点につきまして、平成24年度事務事業評価（最終評価）報告書をもって御報告をさせていただきたいというふうに思います。

また、あわせまして、行政評価システムの目的の1つでございます決算審査特別委員会の資料として活用して、現在、平成25年度の予算編成に当たりまして、評価結果等を予算の要求、それから予算の査定等に適切に活用、反映するように努めておるところでございます。

先般、田中茂議員の一般質問においても、答弁をいたしておりますが、改めまして御報告させていただきたいというふうに思います。

資料の詳細につきましては、行政改革課長が御説明をいたしますが、特に外部評価の結果と最終評価が異なる2つの事業がございますが、これにつきましては、それぞれの所管担当課が出席をいたしておりますので、外部評価委員会の個別評価や市の対応方針など詳細につきまして、あわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）行政改革課、豊本でございます。よろしくお願いいたします。

座っての説明をお許してください。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○行政改革課長（豊本昌二君） 失礼いたします。

それでは、事務事業評価（最終評価）報告書ということで、こちらのほうをごらんいただければと思います。

先ほども永原部長のほうからございました

が、3日間にわたって外部評価を行い、1日3事業ずつで9事業、2班合わせて18事業を行ったところでございます。

外部評価の結果を受けて、まずは事務事業を所管する各課かいが対応方針を整理しました。その後、先ほども言いました11月26日に行財政改革推進本部において、外部評価の結果及び各課かいが整理した対応方針を踏まえて、今後どのように展開していくのかという基本的な考え方を審議して、最終評価を行ったところでございます。

報告書の2ページのほうをごらんいただきますと、その外部評価、それから最終評価の結果一覧、それから結果の内訳がでございます。

2ページの結果の一覧につきましては、外部評価では、不要が1、要改善が16、それから現行どおりが1ということでございました。

また、最終評価につきましては、市の要改善が16、それから市の現行どおりが2ということになっております。

結果の内訳につきましては、変わったところを申し上げますと、この結果の内訳の11番目と12番目になります。魅力発信及び販路拡大事業が要改善から現行どおり、12番目の新商品開発支援事業が不要（廃止）という御意見をいただきましたが、要改善で実施するというところでの判断をしたところでございます。

続きまして、報告書の3ページからでございます。3ページからでございます。

こちらのほうは、事業別の外部評価の結果です。それぞれ意見ございますが、結果と最終評価の結果を事業別ごとに一覧にしたものでございます。18事業が、それぞれ1枚ずつになっております。

報告書ですね、5ページのほうをごらんいただきます。

こちらで、この表の見方というのも失礼なんです、この表の御説明をいたしたいと思って

おります。

私どもの行政改革課のほうも行財政改革の推進ということで、この外部評価を受けたところでございます。この表を見ていただきますと、連番があります。連番のところ3というのは通し番号でございます。それから、評価票ナンバー11といたしますのは、今までずっと内部評価からずっと通してきました評価票の番号でございます。それから、事務事業名、担当部課、班名というのは、先ほど申し上げましたとおりで、行財政改革の推進、企画戦略部行政改革課で、B班で外部評価を受けたと、外部評価結果は、市（要改善）でございます、評価の内容でございます——区分でございますが、要改善の方が5人おられた、規模拡充の方がお一人おられたということになります。

その視点で、その内訳でございますが、それぞれ、これは1人の方が複数、この視点についてはチェックができますので、延べ数ということで上げさせていただいております、事業内容の見直しについては4人の方がチェックをされたということでございます。

そして、その横に理由・コメント・改善方法等ということで書いてございまして、一番上からいきますと、市民ニーズの把握を今より以上に検討すべきであるということでコメントをずっと上げさせていただいております。

それから、下のほうの矢印から下の枠でございます。行財政改革推進本部において最終評価の結果、対応方針等を決めておるところでございます。①②ということであらわしております、①からいきますと、行政評価システムの定着に向けた取り組みを推進する中で、外部評価については、その候補となるという、そういったコメントをさせておまして、対象事業の選定方法を検討するなどして充実を図るということでございます。②組織については、最後のほう

にあります、市民の視点に立って、わかりやすい組織の構築に取り組むということしております。

そのほかの、つけております外部評価の評価結果報告書、それから、この18事業につきましての対象事務事業評価票、こちらも含めてつけさせていただいております。

1点だけ、この9月の委員会です、14名の委員で、この外部評価を始めということで御説明をしておりましたが、識見の委員のうち1名の方が教育長に就任されたということで、欠員1名の13名で外部評価を進めたところでございます。以降は、最終評価の報告書の内容と重複しますので、説明のほうは割愛させていただきます。

なお、これから各回の外部評価の結果につきましては、毎回ホームページに公表をいたしております。今回、御報告いたしております市の対応方針については、総務委員会、この総務委員会終了後にホームページに掲載するとともに、市報の1月1日号、新年号に掲載して、市民の皆さんにお知らせしてまいります。

また、3月の当委員会では、予算への反映状況を含めて、また一覧表を作成し、皆様方に御報告いたします。

以上で行政改革からの御報告といたします。よろしくお願いいたします。

○八代ブランド営業総室長（久木田昌一君）

はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 久木田八代ブランド営業総室長。

○八代ブランド営業総室長（久木田昌一君）

こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）
八代ブランド営業総室の久木田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、外部評価の結果と最終評価が異なりました事業であります魅力発信及び販路拡大事業（アンテナショップ運

営)について、詳細を説明させていただきます。

今回評価をいただきましたのが、昨年度から東京都に参画、設置しておりますハッピーロード大山商店街とれたて村と熊本やつしろ食堂かんだ炭小屋の2店舗のアンテナショップの運営事業についてでございます。

それでは、報告書の13ページのほうをあらんいただきたいと思えます。

上段のほうの外部評価委員の個別評価の右側の理由・コメント・改善方法等の欄にもありますように、外部評価委員の本事業に対する意見では、魅力発信の方向でPR作戦は必要である、八代ブランドを広める意味では規模拡充に当たるということから、事業の必要性というのについては御理解をいただいたものだというふうに考えております。

しかしながら、委員会開催前には、委員会の方針によりまして、事前の研修の実施は行われず、事前質問書の回答のみとはなりましたが、説明を補充する意味合いでアンテナショップの事業展開についての詳細な説明書を添え、今回の事業評価の対象年度が平成23年度のアンテナショップの設置の時期でもあることから、初期投資が必要であること、それと、2店とも民間の運営であることを説明し、委員会当日におきまして、改めてその内容を説明させていただきました。予定の時間を超えての熱心な御審議をいただきましたところでございます。

その結果、評価結果としましては、アンテナショップの運営方法については、民間実施または民間への移行、また費用対効果に問題があるという大方の御意見によりまして、要改善という形になりました。

その評価結果を八代市行財政改革推進本部において審議された結果としましては、現在取り組んでいる、とれたて村は板橋区大山商店街振興組合が運営している店舗であり、参画する自

治体の地元産品を一堂に集め販売し、あわせて消費者からの声も届けてもらっている。また、熊本やつしろ食堂は、都内に居酒屋を経営展開する八代出身者がオーナーの店舗であり、八代色豊かな店舗への改装、八代産の魚介類・農産物を活用した料理の提供など積極的に協力し、八代の情報発信基地として大いに貢献しているなどや、そもそも2店舗とも産品の流通、取引等は民間でほとんど自主運営されており、経費についても商品調達や支払い等具体的な業務を行っている、よかところ宣伝隊の委託料が主なものであり、現状では少ない経費で大きな効果を期待できる最良の方法であると認識することから、下段にあります最終評価といたしまして、現行どおりという形になった次第でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 黒木農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（黒木信夫君） 農業政策課、黒木です。

引き続きまして、新商品開発支援事業につきまして御説明をさせていただきます。

報告書は、14ページです。

まず、新商品開発支援事業の事業内容ですけれども、市内の食品産業と農林水産業者が連携しまして、八代産農林水産物を利用した新商品の開発費用及び開発後の販路拡大費用につきまして、1件当たり50万円を限度に補助するものです。

本事業につきましては、外部評価委員会におきまして、不要が4人、要改善が3人、結果、不要（廃止）ということになりました。

不要（廃止）に至った理由・コメントをあらんいただきたいと思いますが、その中で、担当課が事業者任せで、結果把握もできていないというような職員に対する意見が寄せられており

ますので、その部分から説明をさせていただきます。

外部評価委員会に、担当課より説明用として提出した資料に、新商品の開発後の販売先を記入している部分がありました。その中で、一部の商品におきまして、実際の販売先と違ったものがありました。

別添2枚つづりの1枚目、A4判お配りしているかと思いますが、ごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この資料は外部評価委員会後に担当課において作成した物ですが、横の行はそれぞれの商品ごとになっております。

縦の3列目をごらんいただきたいと思います。外部評価委員会に提出した資料での販売先を記入しております。4列目が、外部評価委員会におきまして委員の方から、販売先に確認したところ、今までに扱ったことがないというような御指摘を受けました。担当課におきまして、委員会後に再度調査した結果、実際の販売先を記したものです。

3段目、4段目になりますが、米粉揚げパン、トマトパウダーにつきまして、委員会に提出した資料におきまして、八代よかとこ物産館となっておりますが、実際には海士江エブリマルシェと王（ワン）ちゃんというところで販売されていることが判明いたしました。

担当課といたしまして、委員会に十分な確認をしないまま提出したことで、委員の皆さんの心証を害してしまいまして、また、その後の説明も十分とは言えなかったことが不要（廃止）との評価に至った要因の一つであると感じておりまして、担当課といたしまして、非常に反省しているところであります。

そのほか、本事業に関して、委員会での理由・コメントの中を見ていただきますと、3年間だけの事業では不必要、事業計画が甘い、開発終了の段階で事業が終わるという印象がある、

販売まで含めて市がサポートすべき、ほかには、ある程度プロのアドバイスを受けるべきではないかなど、開発後における市の支援不足を指摘する意見が多く出されておりました。

このようなことから、委員会では不要（廃止）との評価を受けておりますが、これからの本市産業振興にとりまして、6次産業化、農商工連携を目指すためには本事業は不可欠なことから、委員会での評価を謙虚に受けとめまして、これまで、よかとこ宣伝隊などと連携してやってまいりました各種イベントや販路拡大のための情報提供にあわせまして、今後は成果の把握に十分努めてまいりますとともに、販売促進のためのPR活動に積極的に取り組みまして、また農産加工アドバイザーなどの指導・助言を受ける機会を設けるなどの改善を図った上で、引き続き実施したいと思っております。市の対応方針を要改善としたところで。

以上で説明を終わります。

○委員長（亀田英雄君） 説明が終わりました。

以上の部分について、何か質問、御意見ありませんか。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ちょっと確認なんですけど。今、評価ですね、外部評価のほうで不要だったり、要改善だったり、廃止だったりというのが、市のですね、方向性としては、ちょっと変わっている部分があるというような話なんですけれども。去年の話でもですね、いろいろと新聞にも載ってですね、いろんな何か厳しい御批判もあったようなんですけれども。

また、さらに、ことしもそういった評価委員会の中での対応と市の対応が違っているというのに対して、1つは評価委員の方々がどういうふうに捉えられているのか、きちんとした御説明が行き届いているのかというのが1つありますし、あと、ちょっと懸念するのが、こういっ

た外部評価の委員さんたちの結果と市の対応が全く異なるということになってくると、モチベーション的にもですね、ちょっとどうなのかなと。次の、来年度に向けてちょっと、ちゃんと集まってもらえるのかどうかというのも心配なんですけれども、そこら辺のところをちょっと、もう一回確認ちゅうか、聞きたいんですけれども。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。ただいまの御質問ですが、説明が行き届いているのかということ、それから、結果が異なった場合のですね、外部委員さんとの関係ということでございます。

説明はですね、極力、事前の研修会をしたり、それから質問、事前の質問をですね、いただいて、それに対して答えてですね、より御理解をいただけるようにとは思っております。

ただ、なかなかですね、行き届くかと言われた部分については、実際、外部評価の時間になりますと15分の事業説明ということになりますので、そこの辺をですね、今後また時間を検討していかぬばいかぬとかなというふうにも感じておるところです。（「結果の違いを説明して」と呼ぶ者あり）結果の違い。はい。

そして、結果の違いの部分でございます。結果の違いについてはですね、例えば、外部評価の委員さん方にもですね、そのままそれが行財政改革の推進本部の中で同じような形になるということの御説明はですね、同じようになるということではないということですね、御説明もしているところで、実際、議会で審議していただく中で、客観的な判断をしていただくために、この外部評価、市民目線の御意見を聞いていくという部分がございますので、そういった形でですね、この評価ということ自体を御理解していただければ。

市民目線がきちっと反映されて、そして、私どもの行政の行う事務事業に反映させていければということで考えておるところです。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） ちょっと補足をさせていただきます。

今、御質問は評価が違った結果を、委員さん方にどう説明しているのかというような御質問だったのかなというふうに思います。

既に、委員長さんのほうには直接お会いをしまして、こういう結果だったですということで御説明をしにお伺いしました。で、御意見を当然いただいておりますし、御理解をいただきました。

あと、各委員さん方にも当然きちんと説明すべきでございますので、この委員会終了後、きちんと文書でもって、理由を付してですね、御説明をさせる予定でございます。御理解をいただきたいと思います。

それから、もともと、この事業仕分けをスタートした、我々のスタートした目的といいますのが、国がやっております事業仕分けとは違う、要は予算を削るための手法としてやったんではなくてですね、事務の改善、やり方、進め方をですね、市民目線を入れて、再度評価してどう改善につなげていくかというのが大きな目標でございますので、当然、市の責任として、こうあるべきだという方針を持つ必要がございますので、評価結果と違うものといいますか、評価を受けて、それでどうするんだという、我々の、主体的に結果をですね、進め方をきちんと整理するということで進めておりますので。

昨年の、たしか農業関係の予算と組み方が違うということでも新聞にも記載されましたけど、あれは予算の組み方がちょっと違ったものですから、そこは説明できなくて理解いただいてなかったんですが、今回は明らかに方針と違うと

いう部分が2つございますので、丁寧に、委員さん方はもちろんですけども、市民に対してもきちんと説明すべきだというふうに思っておりますので、そこはホームページだったり、市報でやったり、きちんと説明していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

あとですね、今、外部評価委員の方々の個別の評価の中のコメントとかもちよっと読ませていただいて、個別で言えば、先ほど14ページのですね、新商品開発の支援事業ということで、これ廃止が、市は要改善だと、廃止だったんですけど、要改善させてくれというような話なんですけれども。

意見をですね、何でその、取り入れてやっていきたいというような話もあったんですけども、何か、この対応方針のほうを読みますと、全く、何か違うようなですね、市は、これは絶対続けていきたいんだというような思いは、ここにちゃんと載せてあるんですけども、外部評価委員からのコメントだったり、今後の方針に対しての御意見が全然入っていないような気がするんですよ。

多分それは、もう先ほどから課長とかもですね、御説明されたんですけども、この事業に対しての説明が不足だったんじゃないかなと、私もそういうふうに思うんですよ。やっぱ、こう何かちょっと歩み寄りができてない部分があったんじゃないかなというふうに推察するところなんです。今後ですね、そういったことがないように、またこういった事業を選ぶこと自体がどうなのかなというふうにも、ちょっと思ったわけなんですよ。

やっぱ市としては、本当はこういうようなものは続けていきたいんだというようなもので、何ていうか、評価のこの対象として上げて

いく、事業として上げていくのがどういったものなのかな、どうかなというような思いもありましたんで、そういったところも含めて、また、来年度もまたされるんだというふうに思いますけれども、そういったこと含めてですね、実になる評価のですね、システムというか、そういったことにつなげていかれるようお願いをしたいというふうに思います。

で、もう一点なんですけど。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（野崎伸也君） この事務事業評価票ということていただいとつとですけど、これは行政のほうで、自分たちの事業のほうばちゃんとチェックされるという話なんですけれども。チェックの部分、自己評価のところなんですけれども、ざっと見させていただいたんですけども、やっぱりほとんどCがないんですよ、やっぱ。何を言いたいかというと、本当にやっぱりどうなんだと。Cというのはちょっと、妥当、妥当じゃないとか、見直すべきとかって、そういうことをですね、チェックするのがCだというふうに思うんですけども。Cというのは、やっぱどうなんだろうと。ちょっと甘いんじゃないですかという感じがですね、やっぱあります。

例えばということで、個別的にですね、言いたくはないんですけども、事業の進捗とかですね、ちゃんと行ってますよというのがAになつとつとですけども、環境センターの関係で、本当にそうかなという部分もあります。これ、された時期が今のですね、時期とちょっと違うというのものもあるかもしれませんけれども、きちんとした自己評価の仕方というの、やっぱ自分たちに甘くならないように、厳しくですね、やってもらいたいなというふうに思いますので。

ここは、また来年もやられると思いますんで、きちんと対応のほう、よろしく願いした

いというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 大変な時間もかけて、御苦労されているというふうに思います。

私たち総務委員会で視察に行った際に、やはりこういう事業評価をやっているところがありまして、その中で、きょうもこの委員会で審査がありましたけど、補助金とかですね、負担金の問題で、かなり補助金については、受け身の態勢で受けていくというか、国が補助するからという形で受けていくというのがありますので。私は、こういう評価とともに、近々ですね、市としても補助金や負担金の検証といいますか、その辺にもね、踏み込んでいただくと、かなりすっきりしてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

これ自体はね、評価しております。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

では、担当課におかれましては真摯に受けとめていただいて、次の事業につなげていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ないようでしたら、以上で平成24年度事務事業評価（最終評価）報告書についてを終了いたします。

お疲れさんでした。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市日奈久埋立地メガソーラー事業者公募の結果について）

○委員長（亀田英雄君） 続けていきますので。

次に、八代市日奈久埋立地メガソーラー事業者公募の結果についてをお願いします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） それでは、引き続き、よろしくお願いいたします。

日奈久埋立地におけるメガソーラーの発電事業者の公募を行ってりましたが、このほど選考委員会で事業者が選考されました。その結果と、これも先般、上村議員への一般質問で答弁をいたしておりますが、改めまして、これまでの経緯とあわせて御報告をさせていただきたいというふうに思います。

詳細を丸山企画政策課長にいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課の丸山です。よろしくお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○企画政策課長（丸山智子君） ただいま部長からございましたとおりですが、一般質問で部長が答弁させていただきましたとおり、日奈久埋立地へのメガソーラー事業者の誘致に関しまして、八代市では11月13日から12月3日までの期間で設置運営事業者の企画提案募集を行いました。場所は、資料にお配りいたします1枚目の位置図にあります赤枠の部分2カ所でございます。1.7ヘクタールと1ヘクタールの2カ所でございます。

12月7日に、八代市メガソーラー事業設置運営事業者選定委員会を開催いたしまして審査を行いました結果、2枚目の選定結果表におつけいたしておりますとおりでございます。応募

事業者が４者ございました。そのうちの２者が、市内の事業者ということでございました。

結果といたしまして、合計点が最も高かった株式会社大林クリーンエネルギーに決定をいたしました。

選定委員会の選考におきましては、どこの事業者の提案であるかといった先入観をなくすために、提案事業者の社名や所在地等を黒く塗り潰した状態で、選定委員にはどの事業者か特定できないような形で、提案された事業内容についてのみの審査を行い、公平性を確保したところでございます。

また、この審査項目のうちの地域貢献につきましては、非常に重要な審査基準であるとの認識のもと、特に市内事業者につきましては、事務局において、あらかじめ点数を加点をしたところで評価を行いました。

今回のメガソーラー事業は、この日奈久埋立地を２０年間にわたってお貸しするという長期契約を伴いますことから、企画提案内容を評価の視点に基づきまして、総合的に評価し、合計点が最も高かった業者に決定をしたところでございます。

なお、日奈久の埋立地をメガソーラー事業に活用するに当たりましては、９月末に地元にも御相談し、１０月の日奈久まちづくり協議会でも御意見を伺うなどして、進めてまいったところでございます。

今回のこの審査結果につきましては、１２月１０日付で各事業者には既に通知を済ませているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、説明が終わりました。

以上の部分について、何か御質問、御意見はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 意見よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この事業のことは、しっかりよく理解もしています。ただ、駐車場関係とか、いろんなことが地域からの声が上がるとするのも事実ですけども。これは、意見で、要望ですけども。市長トークの中で、この話が出たときと、広域の分署建設の問題というのが、少し絡まったような理解をされとる方がいらっしゃると思いますので、地域に説明されるときに、もう全く別もんだと。で、保寿寮の横であつたれば、いろいろと、そもそも予定地自体が違ふけんですね、そこを混同して、市政協力員の方であつたり、そういう人たちに、いや、もう分署の問題と、このメガソーラーの問題は別なんですよという説明をですね、しっかり地元にしといていただきたいなど。

そうしないと、また連動しておかしな話になると、また混乱することがあるからですね。そこをしっかりと、メガソーラーとこの問題は別で、こういうことですよっていう説明を、また、この事業者決定の説明が何かに行かれるでしょうから、その辺をくれぐれもよろしくお願いしときます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 済みません、ちょっと内容について聞いてよかですか。

市はあれですね、その土地を貸すと、貸与するという話なんですけれども、もう一回確認なんですけど、どれぐらい収入として入ってくる予定なんですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。事業者の提案からは、１平米当たり２００円という提

案があつてございますので、借地料といたしまして、２０年間、２．７ヘクタールですので、１億１１００万円程度を見込んでおります。（「幾ら」と呼ぶ者あり）１億１１００万円。２０年分です。（「１１００万円ですね」と呼ぶ者あり）はい、借地料だけです。（「２０年間」と呼ぶ者あり）はい。

経済効果ということで見ますと、このほかにもパネル等の施設に対しましての償却資産に対する固定資産税が入ってくるということと、それから、今現在、日奈久埋立地には草刈り等の費用で年間１００万等の予算を使っておりますので、それが不要になるというふうなコストカットの部分も約２０００万程度はですね、見込まれるということです。全体として試算しますと１億７０００万ぐらいの経済効果は、直接的な、八代市にはあるというふうに見ております。

また、工事費とか、年間の維持管理費等、地元任せるというふうな企業提案もあつておりますので、そういった分もさらにはプラスされてくるというふうに考えております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。１億７０００万。これ２０年間で、大体１億７０００万というような収入があるということと、あと多分、何か市内の、何ですかね、地元への貢献というような意味では、経済波及効果というような点では、今言われた草刈りとかの関係で雇用をしていきますよというような話がそれに合致するんですか、合うんですかね、そういうことなんですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。雇用という形式になるかはわかりませんが、草刈り等を地元の業者、あるいは地域に委託をされるということと、それからメガソーラー建設に係

る施工工事等も地元企業へ優先発注をするという提案をいただいております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） 土地の利用法としてはどうですか。非常に、私は、点数を上げておられる第１位の大林の関連でしょうけど。こういう会社、非常に使いづらいような印象を持たれるんじゃないですか。ほかの２．７ヘクタールまとまったところがあれば、そっちに行こうなんていう発想が出てくるんじゃないですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。確かに、委員さんがおっしゃるとおり、通常メガソーラーでしたら３ヘクタール以上というのが一つの目安となっておりますので、この日奈久埋立地は１ヘクタールと１．７ヘクタールということで分かれておりますし、少々小さいということで、私どももメガソーラーの誘致は積極的には考えてなかったんですけども、大林さんのほうで検討されまして、九電さんとも相談された結果、十分可能であるというふうな見込みがついたということでの提案になっております。大丈夫ということです。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（小藺純一君） はい、わかりました。結構です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、以上で八代市日奈久埋立地メガソーラー事業者

公募の結果についてを終了いたします。

お世話でした。（「ありがとうございます
た」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で所管事務調査
2件についての調査を終了します。

○委員長（亀田英雄君） 次に、閉会中の継続
審査及び調査の件について、お諮りいたしま
す。

所管事務調査2件及び陳情1件については、
なお調査を要すると思いますので、引き続き、
閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたした
いと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

小会します。

（午後0時28分 小会）

（午後0時32分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

最後に、当委員会の派遣承認要求の件につい
てお諮りいたします。

当委員会は、平成25年1月16日、17日
の2日間、行財政の運営に関する諸問題の調査
のため、山口県山口市、山口県周南市へ行政視
察に参ります。

このことについて、議長宛て派遣承認要求の
手続をとらせていただきたいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いた
しました。

これをもって、総務委員会を散会いたしま

す。

（午後0時33分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成24年12月13日

総務委員会

委員長